

三豊市立中学校新標準服購入に対する支援制度について

(令和7年4月1日から受付開始します)

三豊市では、令和5年度より、以前の制服から新標準服へと買い替えて着用を希望する生徒について、支援しています。本制度では、保護者の負担の軽減を図るとともに、新標準服への円滑な移行を図ることを目的に、購入費の一部を補助しています。また、支援を受けた場合は、卒業後に新標準服を市へ無償譲渡し再利用することで、新標準服のリユース体制の充実につなげていきます。

1. 補助対象者

補助対象者は、以下のすべてに該当する保護者です。

- **以前の制服から新標準服へと買い替えた三豊市立中学校の生徒の保護者**
※「買い替え」とは、それまで使用していた以前の制服のかわりに、新しく新標準服を購入することをいいます。
- **令和7年度に、三豊市立中学校に在籍する生徒の保護者**
※第1学年の生徒の保護者については、入学後の7月1日以降に購入した場合に限って対象になります。
- **生徒の卒業時に、新標準服一式を三豊市教育委員会が定める事業者等に無償譲渡することを誓約する保護者**

2. 対象品目

下記の①と②の上下一式セット

- ①上着（ブレザー）
- ②スラックスまたはスカートのいずれか1点

3. 補助額

購入額から、「新標準服の利用年度数×1万円」を減額した額
(※裏面参照)

4. 申請回数

在校中、原則1人につき1回限り

5. 受付期間

本年度（令和7年度）の受付は、令和7年4月1日から令和8年2月27日まで（予算の範囲内）です。

※購入日から3ヶ月以内に申請して下さい。（3ヶ月以内の領収書が必要です）

6. 購入費補助の申請・交付

申請

「新標準服購入補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記載し、領収書（対象品目の金額が明記されたもの）を添付して下記の問い合わせ先（三豊市教育委員会事務局学校教育課）まで提出してください。

※「新標準服購入補助金交付申請書兼請求書」は学校教育課で配布しております。

三豊市ホームページにてダウンロードしていただくこともできます。

※領収書の添付がない場合は補助ができませんので、領収書の保管をお願いします。

交付

補助金の交付は、申請書の内容及び領収書の添付等を確認し、申請書兼請求書にご記入いただいた口座に振り込みいたします。

7. 再利用について

中学校卒業式後に、三豊市教育委員会へ無償譲渡していただきます。

※補助金額の例

購入額が45,000円で、生徒が中学2年生の時に購入、申請した場合
利用年度数は「2年」になり、

$$\begin{aligned} \text{補助金額} &= \text{「購入額」} - \text{「利用年度数} \times 10,000 \text{円」} \\ &= \text{「45,000円」} - \text{「20,000円」} \\ &= \underline{25,000 \text{円}} \quad \text{となります。} \end{aligned}$$

購入額が45,000円で、生徒が中学3年生の時に購入、申請した場合
利用年度数は「1年」になり、

$$\begin{aligned} \text{補助金額} &= \text{「購入額」} - \text{「利用年度数} \times 10,000 \text{円」} \\ &= \text{「45,000円」} - \text{「10,000円」} \\ &= \underline{35,000 \text{円}} \quad \text{となります。} \end{aligned}$$

■問い合わせ先

三豊市教育委員会事務局 学校教育課 電話 0875-73-3131

※「新標準服購入補助金交付申請書兼請求書」は学校教育課で配布しております。

三豊市ホームページから、ダウンロードしていただくこともできます。

※口座振込のため、「三豊市債権者登録申出書」の提出も必要です。

※申請の際、購入品の画像・メーカー・サイズ等の情報をお知らせいただきます。

(gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp)